

旅行サービス手配業に関する施行要領

平成29年10月31日
観観産第468号

〔凡例〕

法 旅行業法（昭和27年法律第239号。「通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正後のものをいう。）

令 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）

規則 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）

第一 登録（法第23条から第26条、規則第42条から第44条）

1 登録事項

- 1) 案内所、出張所、連絡所、サービスステーション等の名称の如何を問わず、実質的に旅行サービス手配業務を取扱う場所は、営業所としての登録を受ける必要がある。
- 2) 「主たる営業所」とは、旅行サービス手配業務に関する営業の本拠となる営業所をいい、申請者の住所、登記簿上の会社の本店の所在地と必ずしも一致する必要はない。
- 3) 「役員」とは、概ね次に掲げる者をいう。
 - イ) 株式会社 取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役
 - ロ) 合名会社、合資会社及び合同会社 定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員
 - ハ) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人及び一般社団法人 理事及び監事
 - ニ) 独立行政法人等 総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者

2 添付書類

- 1) 「旅行サービス手配業務に関する事業の計画」は概ね第1号様式による。
- 2) 「旅行サービス手配業務に係る組織の概要」には、旅行サービス手配業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行サービス手配業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、選任している旅行サービス手配業務取扱管理者を明示すること。

なお、改正法の施行後6月以内（平成30年7月3日まで）の間に行われる旅行サービス手配業に関する登録の申請においては、旅行サービス手配業務取扱管理者に選任する条件を満たしていない者を選任する場合でも、同法附則第5条第2項及び第3項に基づき、旅行サービス手配業務取扱管理者を選任する旨の代表者名の宣誓書の提出をもって足りる。

- 3) 規則第43条第1項第1号ニの書類は、次のとおりとする。
- イ) 法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第8号までのいずれにも該当しない旨の役員の宣誓書
 - ロ) 法第26条第1項第2号については、申請者が旅行サービス手配業務取扱管理者として選任することを予定している従業員（雇用することが確実であると認められる者を含む。）に係る次に掲げる書類
 - ① 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証、旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写し
 - ② 法第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない旨の宣誓書
 - ③ 履歴書
 - ④ 雇用することが確実であると認められる者については、本人の同意書（他の会社から出向する予定の従業員にあつては、本人の同意書及び出向に関する契約書の写し）
- 4) 規則第43条第1項第2号ロの「許可」とは、民法（明治29年法律第89号）第6条第1項に規定する営業の許可をいう。
- 5) 規則第43条第1項第2号ハの書類は次のとおりとする。
- イ) 申請者に係る法第6条第1項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
 - ロ) 上記3)ロの書類

第二 登録審査（法第26条）

1 旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する不正な行為

法第6条第1項第4号に規定する旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する不正な行為としては、例えば、旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の登録の取消し処分のための聴聞通知を出したところ、事業廃止届出書を提出してきたため、処分がなされなかった場合、旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の使用人として横領その他の経済的事犯に問われた場合等が該当する。

2 旅行サービス手配業務取扱管理者

法第26条第1項第2号の基準の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1) 法第28条は単に旅行サービス手配業務取扱管理者の選任のみならず、当該者をして必要な管理、監督を行わせるよう義務付けている。したがって大規模な営業所（所属する従業員数が概ね10名以上の営業所をいう。）において1人の旅行サービス手配業務取扱管理者では規則第46条各号に掲げる業務に関し管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しておく必要がある。
- 2) 旅行サービス手配業務取扱管理者が欠けた場合に備え、できるだけ職務代行者をあらかじめ

め旅行サービス手配業務取扱管理者として選任しておくこと。

第三 登録事項の変更の届出（法第27条、規則第45条）

1 申請者に係る変更

- 1) 個人の登録を受けている場合に、他の個人に事業を譲渡する場合は、変更手続によらず、譲受人が登録を申請し直す必要がある。
- 2) 個人営業を法人営業に改める場合は、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。
- 3) 法人の組織変更については、次に掲げる場合を除き、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。
 - イ) 株式会社と合名、合資又は合同会社との間の組織の変更
 - ロ) 合名会社、合資会社又は合同会社との間の種類の変更
 - ハ) その他法律に基づく組織の変更のうち、法人格の同一性が保持されていると認められるもの
- 4) 市町村の合併、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定による住居表示の実施等により、住所又は所在地の名称が変更された場合には、法第27条第1項の規定は適用がないので、変更手続を行うことを要しない。

2 添付書類

規則第45条第2項の添付書類は、第1、2、3)イ)に準ずる。

3 その他

変更の届出については法第6条の規定の適用はなく、登録が拒否されることはないが、届出内容に新設営業所において旅行サービス手配業務取扱管理者が選任されておらず、あるいは役員が欠格事由に該当する等法第37条第1項に該当するものが含まれていれば登録の取消等を行うこととなる。

第四 旅行サービス手配業務取扱管理者（法第28条、規則第46条）

- 1) 法第28条第1項の規定は、単に旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しておけばよいというのではなく、規則第46条に定める職務について、当該者をして適切に管理、監督せしめる義務も定めている。
- 2) 管理、監督は、実質的になされれば足り、当該旅行サービス手配業者における職制上、旅行サービス手配業務取扱管理者が管理監督者の身分にあることを要しない。
- 3) 旅行業務取扱管理者資格は、現行法上、旅行業務取扱管理者試験の合格者のみに与えられるものであるが、旅行業法の一部を改正する法律（平成16年法律第72号）による改正前の旅行

業法の規定により旅行業務取扱主任者試験に合格した者、及び旅行業法の一部を改正する法律（昭和57年法律第33号）による改正前の旅行業法の規定により資格認定を受けた者（以下「認定資格者」という。）については、旅行業務取扱管理者試験の合格者とみなされる。

第五 旅行サービス手配業務取扱管理者研修を行う登録研修機関（法第29条、規則第48条）

1 登録

1) 登録申請

(1) 規則第48条で準用する規則第34条第1項第2号の研修業務を行う事務所とは、研修業務の本拠となる事務所をいい、申請者の住所、登記簿上の会社の本店、団体の本部等の所在地と必ずしも一致する必要はない。

(2) 申請書は第2号様式とする。

2) 添付書類

(1) 規則第48条で準用する規則第34条第2項第3号の書類は、次のとおりとする。

イ) 実施を予定している研修時間等の研修の内容、日程、受講者数の見込み等を記載した書類

ロ) 各講師の履歴書及び就任同意書

ハ) 各講師が法別表第2の下欄に掲げる要件を満たす者であることを証する書類

(2) 規則第48条で準用する規則第34条第2項第5号の書類は、申請者が法第29条で準用する法第12条の13第1号及び第2号のいずれにも該当しない旨の申請者の宣誓書（申請者が法人である場合にあっては、研修業務を行う役員の宣誓書）とする。

2 登録の更新

1) 登録の更新の申請

新規登録に準じる。

2) 添付書類

新規登録に準じる。

3) 申請期日

登録の更新の申請については、登録の有効期間満了日までに更新が受けられるよう、当該日の2月前までに申請すること。

3 登録事項の変更の届出

1) 申請者に係る変更

(1) 個人の登録を受けている場合に、他の個人に研修業務を譲渡する場合は、変更手続によらず、譲受人が新規に登録を受ける必要がある。

(2) 個人の登録を受けている旅行サービス手配業務取扱管理者研修を行う登録研修機関（以

下、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関」という。)が、法人を設立し、登録研修業務の実施主体を当該法人に改める場合は、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。

(3) 法人の組織変更については、次に掲げる場合を除き、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。

イ) 株式会社と合名、合資又は合同会社との間の組織の変更

ロ) 合名会社、合資会社又は合同会社との間の種類の変更

ハ) その他法律に基づく組織の変更のうち、登録を申請し直す必要がないものと認められるもの

(4) 市町村の合併、住居表示に関する法律の規定による住居表示の実施等により、住所又は所在地の名称が変更された場合には、法第29条で準用する法第12条の17の規定は適用がないので、変更手続を行うことを要しない。

2) 添付書類

規則第48条で準用する規則第37条の届出書には、1、2)、(3)に準ずる書類を添付するものとする。

4 研修業務規程の届出

法第29条で準用する法第12条の18第1項の規定により、研修業務規程は、研修業務の開始前に観光庁長官に届け出なければならないこととされているので、遅くとも規則第48条で準用する規則第36条第7号の規定による第1回目の公示を行う前までに、届け出る必要がある。

5 研修業務

1) 研修業務の実施

(1) 研修業務の実施については、旅行サービス手配業務に関する状況の変化を勘案し、講義内容の見直し等必要な措置を講じ、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の水準の維持向上を図るよう努めること。

(2) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関は、講師の能力の維持向上に努めるとともに、定期的に講師の能力に関し、確認すること。

2) 受講資格

規則第48条で準用する規則第36条第1項の「旅行サービス手配業に従事する者」は、次のいずれかに該当する者とする。

イ) 現に旅行者等又は旅行サービス手配業者の職員である者

ロ) イ)に掲げる者となることが予定されている者

3) 修了試験

修了試験については、観光庁又は観光庁の指定する団体において基本的な修了試験の例を作成し、当該修了試験の例を参考に各旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関において修

了試験を作成する等の方法により、各旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関が同等水準の内容のものを作成し使用するよう努めること。また、不正な行為を防止するため、同一内容の修了試験を連続して繰り返し使用しないこととし、かつ、外部に漏えいすることがないように管理を徹底するとともに、旅行サービス手配業務に関する状況の変化及び旅行サービス手配業務に係る法令の改正等に応じて最新の情報を反映するよう、随時、修了試験の内容の見直しを行うこと。

4) 修了証明書

修了証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により研修を修了したことが判明したときは、当該者に係る研修の修了を取り消し、修了証明書の返納を命ずること。

5) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修に関する公示

(1) 規則第48条で準用する規則第36条第7号の公示は、官報に掲載することは要しないが、当該旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関の関係者等限定された者のみが知り得る方法にはよらないこと。

(2) 公示した事項に変更があった場合は、その変更があった事項に関し速やかに公示すること。

6. 業務の休廃止

旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合は、観光庁長官に研修業務を引き継がなければならない場合もあることから、十分な時間的余裕を持って届け出ること。

なお、休廃止する場合は、可能な限り、修了証明書の再交付事務を、必要となる帳簿及び書類とともに、他の旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関に引き継ぐよう努めること。

7 財務諸表等の閲覧

法第29条で準用する法第12条の20第2項第2号及び第4号の請求に必要な費用について、あらかじめ実費を勘案した定額を定めておくこと。

8 帳簿の記載事項

規則第48条で準用する規則第37条の6第1項第3号の事項は、修了証明書を交付した者の氏名、生年月日、研修修了年月日、修了証明書の番号及び修了証明書の交付年月日又は再交付年月日を含むものとする。

9 研修実施報告

旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関は、前年度の旅行サービス手配業務取扱管理者研修の実施状況に関し、当該年度修了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を観光庁長官に提出すること。

- イ) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の実施場所
- ロ) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の実施回数
- ハ) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の受講申込者数
- ニ) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の受講者数
- ホ) 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了者数

第六 その他

1 禁止行為（法第31条、規則第52条）

- 1) 法第31条第1項及び第2項の「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」は、旅行者に限らず、運送、宿泊事業者等の旅行サービス提供機関を含む。
- 2) 法第31条第3項の規定に基づく規則第52条第1号の規定は、白ナンバーの貸切バス営業、貸切バスの下限割れ運賃による運送、薬事法に違反した商品の販売等法令に違反するサービスの提供等のあっせんにも適用がある。
- 3) 法第31条第3項の規定に基づく規則第52条第2号の規定は、貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）を利用した募集型企画旅行の場合において、以下のように、旅行サービス手配業者によって旅行の安全の確保が阻害される場合に適用される。

(例) ① 利用予定貸切バス事業者とともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）で定められた最高速度による継続的な走行を前提とするなど、他の法令に違反しないものの、現実には実施が困難な旅行計画に基づいた運送サービスに関する契約を貸切バス事業者と締結することや、当初予定していた運送サービスに関する契約の内容を旅行の出発日の直前又は一方的に変更することなどにより貸切バス事業者の安全の確保が困難になる場合

② 旅行サービス手配業者が、旅客の乗降時の安全の確保が十分でない場所を乗降場所として選定する場合

- 4) 法第31条第3項に基づく規則第52条第3号の規定は、以下のように、旅行地において旅行者の選択権（選択の自由）を奪うなど、旅行者の意志に反して特定の商品やサービスを事実上購入せざるを得ないような状況に置く行為にも適用される。なお、旅行サービスの一環として、旅行者の便宜のため単に土産物屋に案内する行為自体には適用はない。

(例) 旅行サービス手配業者自身又は旅行サービス手配業者の指示を受けた旅行サービス手配業務に関し取引をする者若しくはその使用人が、土産物の販売が一定の売り上げに達するまでバスを出発させない旨を宣言して自ら車内で土産物を販売する場合

2 事故の報告

- 1) 旅行サービス手配業者は、自らが関与した旅行において次の事故が発生したことを知った場

合には、都道府県知事に対して、第3号様式に所定の事項を記載して報告しなければならない。
ただし、旅行を企画又は手配した旅行業者と速やかに連絡を取り、当該旅行業者が登録行政庁に対して事故の報告をした場合には、この限りではない。

イ) 死亡者の発生した事故

ロ) 10名以上のけが人が発生した事故

ハ) 10名以上が巻き込まれたテロ又は大規模な自然災害

ニ) ハイジャック

ホ) その他社会的影響が大きいものと旅行サービス手配業者において判断したもの

2) なお、事故の詳細等が明らかでない場合においても、第一報として明らかとなっている事項を直ちに報告し、その後、追加して報告を行う方法により対応しなければならない。

第1号様式

旅行サービス手配業務に係る事業の計画（1）

1. 氏名又は商号若しくは名称及び住所

氏名又は商号若しくは名称： _____

住 所： _____

2. 事業の沿革

3. 主たる株主（株式会社のみ）

株 主 名	株 数	構成比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	_____
発行済株式総数	株	%	_____

旅行サービス手配業務に係る事業の計画（2）

4. 兼業の有無

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____
- ⑤ _____

5. 従業員数等

常勤役員数 _____人

内 旅行サービス手配業実施部門担当役員数 _____人

内 旅行サービス手配業務取扱管理者有資格者

総合旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

国内旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

旅行サービス手配業務管理者研修修了者 _____人

全従業員数（役員は除く） _____人

内 旅行サービス手配業実施部門担当従業員数 _____人

内 旅行サービス手配業務取扱管理者有資格者

総合旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

国内旅行業務取扱管理者試験合格者※ _____人

旅行サービス手配業務管理者研修修了者 _____人

※平成16年まで実施された一般・国内旅行業務取扱主任者試験合格者、認定者を含む

6. 旅行サービス手配業務の概要

旅行サービス手配業務に係る事業の計画（3）

7. 主な旅行者・旅行サービス手配業者との契約状況

提携業者名	所在地

※新規に登録を受ける場合で、契約する旅行者等又は旅行サービス手配業者が無い場合は提携業者名に「(予定)」と付記すること。

※「旅行者等」は、外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。

※日本における旅行者又は旅行サービス手配業者については登録番号を提携業者名に付記すること。

第2号様式

新規登録
登録更新 申請書

受付印		経由印	
登録番号	旅行サービス手配業務取扱管理者研修登録研修機関 第 号		
ふりがな 氏名 (法人にあつては、 その名称)			
ふりがな 代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな 住所 (法人にあつては、 その所在地)			
ふりがな 研修業務を行う 事務所の名称			
ふりがな 研修業務を行う 事務所の所在地			
研修業務を開始 する年月日			
年 月 日			
観光庁長官 殿			
旅行業法 第29条において準用する第12条の12 の規定による 新規登録 第29条において準用する第12条の15 の規定による 更新登録 の申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。			
申請者の氏名又は名称			印

- 注 1 登録番号の記載は登録更新の申請の場合に限る。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

事故発生報告書

事故発生報告書 ★(航空機事故・その他の交通事故・火災・疾病・犯罪被害・その他)

報告日 年 月 日

会社名				電話	
				FAX	
部署名	担当者				携帯番号
					e-mail
団体名	参加人数	旅行者 添乗員	名+ 名	旅行期間	月 日～ 月 日
手配を 依頼した 旅行者	担当者				電話
					FAX
フリガナ	性別	年齢	住所		
被害者名	男女	(歳)			
発生日時	月 日 分ごろ	発生地	(市町村名)		
発生状況					
被害状況	(死亡__名、重傷__名、軽傷__名、不明__名)				
	被害者の収容先: _____ 電話: _____				
旅行サービス手配業者の対応状況	現地派遣の予定: _____				
★報告先 (報告済みの箇所を○で囲む)	都道府県庁	所属旅行業協会			
	FAX:	FAX:			
	TEL:	TEL:			

- [注記] 1. ★印の箇所は、該当するものを○で囲んでください。
 2. 被害者が複数にわたる場合は、別紙を追加して報告してください。
 3. 不明な箇所がある場合は「不明」と記載したまま、適宜報告してください。

